

## サンゴ礁保全行動計画の改訂に向けたイメージ（20140822var.）

### 1. 現行保全行動計画からの教訓（他にあれば・・・）

#### （1）記載事項面

- ① 関係者が限られていた
- ② 結果として既存施策の寄せ集めとなった
- ③

#### （2）体制面

- ① 関係者が限られていた。
- ② 点検のため検討会は霞ヶ関で開催することが多かった。
- ③ 関係省庁が集まらなくなった（なぜ？）
- ④

#### （3）その他

- ① 認知度が低かった。

### 2. 反省等を踏まえた新行動計画の方針（案）

（1）新行動計画は愛知目標及び生物多様性国家戦略との整合性から、2020年度までの計画としたい（2016年度～2020年度までの5カ年計画）。

→大きな枠組みとの関連づけの中でより多くの人を巻き込みやすくする、知名度を上げる、予算を取りやすくする。

（2）新行動計画では2020年までに特に取り組むべき重点的事項（重点課題）について、サンゴ礁生態系の状況、国家戦略、愛知目標等を念頭に絞り込みたい。

（最大5項目）

→より実践ベース。各主体間の連携にも踏み込みやすいかも？

（3）重点課題をベースにした構成展開をしていきたい。

→①素晴らしい取組等の紹介（重点課題と連動させて、写真等大きく用いてグラフ的に）

- ① サンゴ礁の現状説明
- ② 重点課題の絞り方の説明
- ③ 各重点課題の現状及び目標の説明
- ④ 各課題について各主体の対応事項

### 3. サンゴ礁生態系保全行動計画の目標

現行は以下のとおり。(網掛け部分は生物多様性国家戦略との関係から変更しない。)

サンゴ礁生態系の保全(再生を含む)及び持続可能な利用を促進し、地域社会の持続可能な発展を図るため、以下の取組を推進します。

- ① 国内外の連携体制や情報基盤を整備すること
- ② 適正な利用と管理を推進し、良好なサンゴ礁生態系の維持が地域の発展につながる仕組みづくり
- ③ 海洋保護区の設置を含むサンゴ礁生態系の保全の取組を推進すること

### 4. サンゴ礁生態系保全行動計画の対象とする生態系

現行では「サンゴ群集が分布する地域(サンゴ礁域及び高緯度サンゴ群集域)。サンゴ群集の他、関連する藻場、干潟、マングローブ林なども含む。」となっているが、中身はサンゴ群集についてのみについて記載されている。

### 5. 想定される関係者

(現行計画での関係者)

- ・ 日本サンゴ礁学会
- ・ 沖縄県
- ・ 鹿児島県
- ・ 愛媛県  
(熊本県)
- ・ (宮崎県)
- ・ (高知県)
- ・ (徳島県)
- ・ (和歌山県)
- ・ (東京都)
- ・ 環境省
- ・ 農林水産省<水産庁>
- ・ 国土交通省<観光庁>
- ・ (内閣府)

(ポテンシャルの関係者)

- ・ 普及啓発や増殖に貢献している者
- ・ ダイビング産業に貢献している者
- ・ NGO
- ・ 企業
- ・ 水産業関係者
- ・ (市町村)

## 6. 重点候補の検討時のとりあえずの方向性案と関連愛知目標及び生物多様性国家（今後深めていく必要あり。）

・人為的圧力低下（+陸域とのつながり） ← 人為的圧力の整理が必要？

愛知目標 10 サンゴ礁などの気候変動や海洋酸性化の影響を受ける脆弱な生態系への人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

愛知目標 8 過剰栄養などによる汚染を、生態系や生物多様性に有害とならない水準にまで抑える。

戦略：沖縄県及び奄美群島において、農地などからの赤土などの流出を防止するため、ほ場勾配修正や沈砂池などの整備を推進します。（農林水産省）

・再生・オニヒトデ対策（ECO-DRRにもつながる？）

愛知目標 15 劣化した生態系の最低 15%の回復含め、生態系の抵抗力および CO2 貯蔵に係る生物多様性の貢献を強化し、気候変動の緩和と適応に貢献する。

戦略：オニヒトデ駆除・サンゴ礁修復

戦略：自然公園内におけるサンゴ群衆の自然再生事業を推進

戦略：サンゴ増養殖手法ガイドライン

・里海（サンゴを守る地域の知恵を収集し普及する）

愛知目標 18 先住民と地域共同体の伝統的知識・工夫・慣行を尊重し、条約の実施において考慮する。

## 7. 推進体制

・フォローアップ会議を年に1回、関係都道府県で開催地を持ち回り（関係都道府県の実情が必要）。

・フォローアップ会議はシンポジウムやワークショップと抱き合わせで開催。

戦略：＜「サンゴ礁生態系保全行動計画フォローアップ会議」を開催し、サンゴ礁生態系とそれに関連する社会経済的な変動も把握するための適切な評価指標を検討しつつサンゴ礁生態系保全行動計画の実施の点検を行うとともに、関係省庁や自治体等と情報共有を図る。（環境省）＞への貢献

## ○「生物多様性国家戦略 2012-2020」における 2020 までの短期目標

生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。

## ○「生物多様性国家戦略 2012-2020」におけるサンゴ礁の保全・再生に係る記述

- ・サンゴ礁生態系の保全・再生及び持続可能な利用を促進し、地域社会の持続可能な発展を図るため策定したサンゴ礁生態系保全行動計画の実施を推進（環境省）  
【現状】 毎年の点検 【目標】 平成 27 年度まで実施後、計画見直し
- ・「サンゴ礁生態系保全行動計画フォローアップ会議」を開催し、サンゴ礁生態系とそれに関連する社会経済的な変動も把握するための適切な評価指標を検討しつつサンゴ礁生態系保全行動計画の実施の点検を行うとともに、関係省庁や自治体等と情報共有を図る。（環境省）  
【現状】 毎年の点検 【目標】 平成 27 年度まで実施後、計画見直し
- ・モニタリングサイト 1000 などを活用して、サンゴ礁に関する情報整備を進める。（環境省）
- ・「海洋生物多様性の保全のための保護区」に示した施策を通じ、サンゴ礁の保全を図る。（環境省）  
→ 海洋保護区の設定、管理（漁業者の自主的共同管理含む。）／オニヒトデ駆除・サンゴ礁修復 等
- ・沖縄県の石西礁湖、高知県の竜串、徳島県の竹ヶ島においてサンゴ群集の自然再生を実施しており、これらを含め引き続き自然公園内におけるサンゴ群集の自然再生事業を推進。（環境省）
- ・沖縄県及び奄美群島において、農地などからの赤土などの流出を防止するため、ほ場勾配修正や沈砂池などの整備を推進します。（農林水産省）
- ・国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）のサンゴ礁と気候変動に関する決議を踏まえ、気候変動に対する適応策を検討するため、サンゴ礁の回復力を改善させるための研究や活動実施の支援などを行うほか、海洋酸性化に係る研究に取り組みます。（環境省）
- ・サンゴの生育条件として厳しく、サンゴの減少が危惧される沖ノ島を対象に、現地状況の把握や種苗生産技術の検討を行い、サンゴ増養殖手法ガイドラインを作成することによって、広くその他の海域にも適用できるサンゴ増養殖技術の開発を行います。（農林水産省）

○ 愛知目標（グレー網掛けは新行動計画に関係深くはなさそうなもの、黄色マーカーは新行動計画に関係深そうなもの）

目標 1 生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するための行動を人々が認識する。（普及啓発）

目標 2 生物多様性の価値を、国と地方の計画に統合し、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込む。

目標 3 生物多様性に有害な奨励措置を廃止もしくは改革し、生物多様性に有益な奨励措置を策定し、適用する。

目標 4 自然資源の利用を生態学的限界の範囲内に抑え、すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。

目標 5 森林を含む自然生息地の損失速度が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、その劣化と分断化が顕著に減少する。

目標 6 過剰漁獲が避けられ、回復計画を講じながら、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、生態学的限界の範囲内に抑える。

目標 7 農業、養殖業、林業を持続可能に管理する。

目標 8 過剰栄養などによる汚染を、生態系や生物多様性に有害とされない水準にまで抑える。

目標 9 侵略的外来種のうち優先度の高い種を制御し、根絶する。その導入や定着を防止するための対策を講じる。

目標 10 サンゴ礁などの気候変動や海洋酸性化の影響を受ける脆弱な生態系への人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

目標 11 重要地域の陸域および内陸水域の少なくとも 17%、沿岸域および海域の少なくとも 10%を、効果的な保護区制度などにより保全する。

目標 12 既知の絶滅危惧種の絶滅を防止する。とくに減少している種の保全状況を改善する。

目標 13 作物、家畜およびその野生近縁種の遺伝子の多様性を維持し、損失を最小化する戦略を策定して、実施する。

目標 14 自然の恵みをもたらす、人の健康、生活、福利に貢献する生態系を、女性、先住民、地域共同体、貧困層や弱者のニーズを考慮しながら、回復・保全する。

目標 15 劣化した生態系の最低 15%の回復含め、生態系の抵抗力および CO2 貯蔵に係る生物多様性の貢献を強化し、気候変動の緩和と適応、砂漠化対処に貢献する。

目標 16 遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書を、国内法制度に従って施行、運用する。

目標 17 各締約国が、効果的で参加型の生物多様性国家戦略または行動計画を策定し、実施する。

目標 18 先住民と地域共同体の伝統的知識・工夫・慣行を尊重し、条約の実施において考慮する。

目標 19 生物多様性に関連する知識、科学技術を改善する。そして広く共有・移転し、適用する。

目標 20 戦略計画を効果的に実施するための資金動員を、現在のレベルから顕著に増加させる。